

第30回 大阪市男女共同参画審議会 会議録

日 時：平成28年3月30日（水） 10時～12時

会 場：大阪市役所 7階 第4委員会室

出席者：《審議会委員》

多賀会長、佐藤会長代理

井尻委員、太田委員、河南委員、坂本委員、滋野委員、渋谷委員

富阪委員、友田委員、林委員、前田委員、宮脇委員、山本委員

（五十音順）

《大阪市》

市民局理事、女性活躍促進担当部長、男女共同参画課長

女性活躍促進担当課長、男女共同参画課長代理

議 題：（1）専門調査部会経過報告について

（2）新たな男女共同参画基本計画の策定に向けた検討内容の中間集約

（3）平成28年度の主な取組みについて

（4）その他

○ 事務局（松村男女共同参画課長代理）

それでは定刻になりましたので、ただ今から大阪市男女共同参画審議会を開催いたします。本日はたいへんお忙しい中、第30回大阪市男女共同参画審議会にご出席たまわり厚く御礼申し上げます。

まず開会に当たりまして大阪市を代表いたしまして吉村市民局理事からご挨拶申し上げます。

○ 事務局（吉村理事）

皆様おはようございます。皆様には年度末を迎えまして、公私なにかとお忙しい中、本審議会に出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また委員の皆様には平素より男女共同参画施策の推進はもとより、市政の各般にわたりまして格別の対応を賜り重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

男女共同参画施策をめぐる国の動向についてでございますが、策定作業が進められました第4次の男女共同参画基本計画が今年の12月25日に閣議決定されております。

この計画におきましては、例えば長時間の勤務や転勤といったようなことが当たり前とされております男性中心の労働慣行と申しますか、働き方を変革していくこと、またあらゆる分野での女性の参画拡大に向けた取り組みを進めること、さらには女性に対する暴力を

根絶するための取り組みを拡大していくこと、などなどが強調されているところでございます。

また、この４月には女性活躍推進法がいよいよ施行される運びとなっておりまして、これを機に企業におきます女性登用の推進がさらに進展していくことが見込まれているところでございます。

こうした流れを踏まえまして大阪市と致しまして、今後の施策展開の方向性を定めるため昨年１０月に開催させていただきました本審議会におきまして新たな男女共同参画基本計画の策定につきまして諮問をさせていただいたところでございます。

その後、昨年の１２月に本審議会のもとに専門調査部会を設置させていただきますとともに、また、本市の庁内体制でございますが、男女共同参画推進本部におきまして基本計画策定部会を設置いたしておりまして新計画の策定作業をスタートしてきているところでございます。

専門調査部会におきましてはこれまで新計画の基本的な方針や施策の基本的方向などににつきまして調査審議をしていただいておりますところでございまして、専門調査部会の委員の皆様方にはひとかたならぬご尽力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、専門調査部会におきまして、この間検討いただいております内容を中間的に集約したものを報告申し上げまして審議会の委員の皆様方にご意見をたまわりたいと考えております。

また平成２８年度の男女共同参画ならびに女性活躍促進の主な取り組みについても説明させていただくいたしております。

つきましては審議会委員の皆さまにおかれましては 大所、高所から忌憚のないご意見をたまわりまして、私共といたしまして今後の新計画の策定や、より効果的な施策の実施につなげていきたい、と考えておりますので、委員皆さまのご協力を重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

○ 事務局（松村男女共同参画課長代理）

ありがとうございました。

続きまして多賀会長からご挨拶いただきたいと思います。

○ 多賀会長

皆様、おはようございます。桜の花もちらほら咲き初めまして、日差しも春めいてまいりました。皆様がたにおかれましては、年度末のたいへんお忙しい中ご出席くださいまして、まことにありがとうございます。

先ほど吉村理事からお話しがありましたように、この4月というのは男女共同参画の動きなど非常に、盛りだくさんと言いますか、大きな動きがたくさんございます。男女共同参画基本計画の方で新しく第4次が実行されますし、女性活躍推進法に基づく事業主計画のもとで各事業所が取り組みを始められる。また大阪府の方でも新しい基本計画に沿った施策がこの4月から施行されるように聞いております。

最近の待機児童の問題、ブログをきっかけとして急速に議論が進んでおりますが、そういった中で大阪市でも新たな男女共同参画の基本計画の策定に向けて、今日は検討内容の中間集約ということで、非常に重要な議論がございますけれども、短い時間ではありますが、どうぞ委員の皆様方、ご専門家の立場からのご発言、それから一市民としてのご発言、両方の観点から十分ご議論いただければ幸いに存じます。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局（松村男女共同参画課長代理）

ありがとうございました

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、お手元の出席者名簿および配席表をもちまして、ご紹介の方は省略させていただきます。尚、川口委員におかれましては所用のため本日ご欠席されております。また本日は大阪市男女共同参画推進本部計画策定部会の担当所属におきましても出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本審議会は審議会の設置および運営に関する指針により公開とさせていただきます。また、個々の発言要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成しホームページ上に公表することをご了承願います。傍聴者におかれましては、お手元の傍聴要領をご順守くださいますようお願い申し上げます。

それではこれより多賀会長に議事進行をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 多賀会長

はい、それでは議事をすすめてまいりたいと存じます。

議事次第2番目の専門調査部会経過報告についてです。前回の審議会で規則に基づき専

門調査部会を設置することが承認されました。その後、専門調査部会を設置しまして、答申の策定に向けてこれまで検討が進められてきましたので、経過について滋野専門調査部会長より報告をお願いいたします。

○ 滋野委員

滋野でございます。

それではお手元の資料に沿って、これまでの経過についてご説明させていただきます。会長から先ほどご説明がございました通り昨年１０月３０日の第２９回男女共同参画審議会開催において、大阪市より新たな男女共同参画基本計画の策定について諮問を受けるとともに、専門調査部会において検討を進めることが承認されました。その後専門調査部会が設置されこれまでに３回の専門調査部会において審議を進めてきておりますので、経過についてご説明いたします。

昨年１２月１４日に開催されました第１回専門調査部会では、まず部会委員５名のうちから専門調査部会の部会長、部会長代理が選任されました。資料１の２ページ目に専門調査部会の設置要領、３ページ目に名簿が添付されておりますのでご覧ください。要領第３条、第２項、第３項に基づき会長の指名によりわたくしが部会長に、またわたくしの指名により川口委員が部会長代理にそれぞれ選任されております。

次に資料の１ページ目に戻りまして、審議内容でございますが、さまざまな分野の大阪市のデータなどを中心に、大阪府、国、政令指定都市の状況なども参照しながら現状課題について検討をすすめました。また、国や大阪府の計画の策定状況を踏まえながら構成や方向性についても審議を行いました。

本年２月１６日に開催されました第二回の部会では前回からの検討事項について参考データの追加確認などを行いました。また、前回の部会の意見を反映して修正を加えた構成、現状、課題、施策の基本的方向等について検討をすすめました。

また２月２９日に開催されました第三回の部会では１０の施策の基本的方向それぞれにかかる取り組みの内容を中心に審議を行いました。

本日の審議会ではこれまでの審議状況を反映し、新たな男女共同参画基本計画の策定に向けた検討内容を中間集約した事務局案をお示しいたします。今後、本日の審議会での意見も踏まえ夏頃の答申に向けて具体的な取り組みや目標、指導、推進体制等、さらに検討を進めてまいります。詳細な内容につきましては、事務局よりご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、次第3ですが、新たな男女共同参画基本計画の策定に向けた検討内容の中間集約ということで、引き続き事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

男女共同参画課長の山脇でございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料2をご覧ください。先ほど、専門調査部会滋野部会長より、この間の経過についてご説明ございました。その検討の中間集約として取りまとめたものがこの資料でございます。

まず、めくっていただきまして、一番といたしまして、「1．計画策定にあたっての基本的な方針」でございます。男女共同参画推進条例におきまして、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定め、施策を総合的かつ計画的に推進すること、ということが定められております。それに基づきまして計画を策定しておるところでございます。

平成18年には現在の計画でございます大阪市男女共同参画基本計画、大阪市男女きらめき計画を策定いたしまして、それに基づいてこの10年間、施策をすすめてきたところでございます。これまでの取り組みによりまして男女共同参画の環境整備につきましては着実に進んでおりますが、まだ地域における指導的な地位に女性の占める割合というのは、まだまだ低い状況でありましたり、また固定的な性別役割分担意識も根強く残っているところでございます。このような所から引き続き一層の取り組みが必要と考えております。

また今日的な社会情勢といたしまして、女性の多様なライフスタイル、それに対応すると共に、また、交際中の男女間の暴力など女性をめぐる暴力の増加、多様化、また東日本大震災の教訓を踏まえた男女共同参画の視点を入れた防災、減災の推進など、また新たな課題も出てきております。また、そのような課題にも的確に対応していくことが必要となってきました。

一方、国におきましても女性の活躍の促進に取り組みが進められており、大阪市におきましても女性が社会のさまざまな分野でその能力を十分に発揮し、活躍できる都市を目指しまして平成26年11月に大阪市女性の活躍促進アクションプランを策定いたしまして、市の重点施策として女性の活躍促進の取り組みをすすめてきたところでございます。

このような社会情勢を踏まえまして、新たな基本計画の策定に当たりまして、次の3つの社会を目指すことを目的として、その実現を図ることといたします。

目指すべき社会といたしまして、

1 番、女性が自らの意志に基づき個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できる社会

2 番、男女の人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会

3 番、男女が社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域などあらゆる分野の活動に参画する機会が均等に確保され、かつ共に責任を担うことができる社会、というこの3つの社会を目指しております。

上記の社会を実現していくための施策の柱といたしまして、次の3つの柱建てを考えました。

1 番があらゆる分野における女性の活躍の促進

2 番、安全で安心な暮らしの支援

3 番、男女の共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備

この三つの分野を設定いたしまして取り組みを進めていくことといたします。

また計画の位置付けといたしましては、男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進に関する基本計画とする、といたします、と共に、また大阪市の女性活躍促進アクションプランを継承した計画、かつ平成28年、今年4月より施行されます女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性の活躍推進法と申しますが、に基づく市町村推進計画として、また配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、DV防止法、に基づく基本計画としても位置付けてまいります。

計画の期間ですけれども上位計画である国や大阪府の計画期間とも合わせまして、平成28年度から平成32年度までの概ね5年間の計画といたします。

なお参考といたしまして資料6の方に第4次男女共同参画基本計画の概要、次の計画でございますが、その概要、また、資料7の方に大阪府の大阪男女共同参画プランの素案の概要を資料として載せさせていただいておりますので、またご参照いただけたらと思います。

大阪府のおおさか男女共同参画プランの新計画につきましては3月31日に公表される予定と聞いております。一番の計画策定に当たっての基本的な方針につきましては以上でございます。

引き続きまして二番目の男女共同参画を取り巻く状況と課題でございます。

先ほど、ご説明いたしました基本的な方針で設定いたしました3つの施策の柱建てに基づきまして、それぞれの社会的な状況や施策の進捗状況等に関わる現状と課題について整理をいたしました。各項目の主な現状をご紹介させていただきまして、課題につきましては

後でご説明いたします基本的方向と主な取り組みについてまとめてご説明させていただきたいと考えております。

まず5ページでございますが、2番といたしまして「**2．男女共同参画を取り巻く現状と課題について**」といたしまして一番、「**1．あらゆる分野における女性の活躍の促進**」についてでございます。ここの分野につきましては職業生活、地域活動、政策・方針決定過程における女性の活躍の現状と課題をまとめております。

「**(1) 雇用等における女性の活躍**」の現状でございます。

1つめの四角でございますように、企業におきましては産休、育休が取りにくい職場の雰囲気など、また男性中心の職場の意識とか労働慣行等が残っております。それがワーク・ライフ・バランスを阻害し、結婚、出産を機に離職せざるを得ない女性が多いという現状となっております。

大阪市におきましては、次の四角の方に書いておりますけれども、20歳から55歳までの女性の就業率につきましては全国平均よりも低く、また女性が結婚や出産を機にいったん離職し、子育て後に再就職することによって描かれますM字カーブにつきましては、その谷が全国平均よりも深く、その回復が遅くなっている現状でございます。

また、次の四角にも書いてありますように、大阪市の週の労働時間が60時間以上ある雇用者につきましては、男性が19%、女性が7.8%となっております全国平均よりも長く、多くなっております。

また、固定的性別役割分担につきましては、そのページの一番下のところに書いておりますが、大阪市が平成27年度に調査をいたしました市民意識調査の結果によりますと、全体といたしまして固定的性的役割分担について否定する回答については半数を超えておりますが、それを肯定するという回答は女性よりも男性の方が多くなっておりますし、また女性におきましては各年代よりも20歳代の女性が固定的役割分担意識を肯定するという回答が多くなっております。

次に、次のページでございますが、2つめの四角でございます。この部分につきましては、いわゆるマタハラと呼ばれます妊娠、出産等を理由とした不利益な取り扱いについての労働局が実施しています相談窓口への相談でございますけれども労働者からの相談件数は平成25年度は197件と前年度に較べて18%増加している状況でございます。

次に「**(2) 地域活動における男女共同参画**」についてでございます。

1つめの四角でございますが、これも市民意識調査によりますと地域または社会活動につ

いて参加の経験がある、それから今後参加を希望するという方を合わせますと半数以上になっておりますが、参加を難しくしている理由をお尋ねいたしますと、仕事と家庭、地域活動の両立が難しい、また、地域で展開されている活動がよく知らないというようなことがその理由としてあげられております。

また３つめの四角に書いてありますように地域社会活動の分野での女性のリーダーを増やすということでございますけれども、この件につきましても、なかなかリーダーが増えていかない、その障害ということはどのようなことであるか、とお尋ねいたしますと育児、介護、家事などにおける夫など家族の支援が十分でない。また、役職につくのは男性だ、といった地域のしきたりや慣習が残っているということが大きな要因となっていることが明らかになってまいりました。

また女性の起業についてもまだまだ進んでおりません。その状況の中で起業を希望する女性の実現できない理由といたしましては起業するための資金不足、事業の継続の不安、起業の手続きの煩雑さなどの回答が多くなっているところでございます。

次に「(３) 政策・方針決定過程への女性の参画」の現状でございます。
大阪市の審議会委員への女性の登用率につきましては、平成２７年度までに４０％以上を目指すという目標を掲げまして取り組んできておりましたが、平成２７年４月現在では３１．７％と未達成になっております。また、女性が一人もいない審議会についても４月現在で、一つあるという状況でございます。次に区政会議につきましては、女性委員の比率につきましては、平成２７年１０月の現在では３８．７％となっており、女性の登用がすすんできておりますけれども、地域において中心的な活動主体となっております地域活動協議会の会長、役員につきましては２．６％と低い割合となっております。また、大阪市の管理職における女性の比率でございますが、平成２７年１０月現在で係長以上が２５．８％、課長級以上が１２．４％になっているという状況でございます。

次に大きな２番の「２．安全で安心な暮らしの支援」でございますが、ここでは安全で安心な暮らしを支える上で、女性に対する暴力や健康の保持、さまざまな困難を抱えた女性 についての状況について取りまとめております。

「(１) 女性に対する暴力をめぐる状況」でございます。大阪市におきますＤＶに関する相談件数につきましては、２９６７件、また、一時保護件数については２６６件と、年々増加している傾向でございます。また、意識調査によりますと、ＤＶの相談窓口の認知度につきましては次のところに書かせていただいておりますように、配偶者暴力相談支援センターにつきましては１５．４％、クレオ大阪の相談室の認知度につきましては１７．３％、各区の保険福祉センターについては３９．２％となっており、相談機関の認知度はまだまだ

だ依然として低い割合となっております。とりわけ20歳から34歳の若い世代についての認知度が低くなっている、ということが明らかになっています。

次に性暴力、性犯罪被害の経験についてでございますが、大阪市というのが、ちょっと調査がございません。大阪府の男女における暴力に関する調査結果でございますけれども一回以上そういう経験があったとお答えになった方が6.5%というようになっております。またその被害について誰にも相談しなかった、という方が67.5%ということになっております。

次に5つめ四角のほうになりますけれども、男性相談でございますが、これは大阪市が全国に先駆けて先駆的に取り組んでいる男性の悩み相談の窓口の相談件数でございますが、平成26年度は279件と増加傾向にあるというところでございます。

次に「(2)生涯を通じた健康保持・男女の特性に応じた健康保持」についての現状についてでございますが、大阪市では女性のための健康情報のサイトを通じた情報提供でございましたり、またガンの検診の推進事業にも取り組んでおりますが、ガンの検診率につきましては減少しているところでございます。また望まない妊娠などによる人工妊娠中絶なども大きな社会問題となっているところです。胎児や生殖機能に影響を及ぼし、またいろいろな病気の原因になる喫煙率を見ますと、大阪府の男性は全国平均を下回っておりますものの、大阪府の女性につきましては全国平均を上回っているところでございます。

次に「(3)さまざまな困難を抱える女性、高齢者・障害のある人、外国人をめぐる状況」でございます。まず、母子家庭の母親についてでございますが、8割以上が就労をされておる、という状況でございますけれども、子育てのサポートが十分でない、またあるいは子育てに費やす時間を確保するということから労働時間の融通が利く、その反面賃金が安い、非正規の雇用就く、就かざるをえない状況でございます。5割を超える方が非正規の雇用で働いている状況でございます。

次に高齢者の状況を見ますと、他都市に較べまして、大阪市は一人暮らしの高齢者世帯の割合が多くなっています。また、要介護認定の出現率を見ますと、全国平均よりも上回っている状況でございます。

次に大阪市の障がいのある方の状況でございますけれども、障がい者手帳の交付の数、交付者数でございますが、平成26年3月末でございますが、身体障がい者の方の手帳をお持ちの方が13万6千人、知的障がいの方が2万2千人、また精神障がいの方が2万5千人となっております。また障がい福祉サービスの利用の状況でございますけれども、平成22年10月からの3年半で一割増加している状況でございます。

大阪市における外国籍の女性の状況でございますが、女性の人口全体数といたしましてはあまり変化はございませんけれども、国籍別を見ますと、韓国、朝鮮籍の女性の人口が減っていて、その分さまざまな国籍の女性の方の人口数が増えている状況でございます。

次に大きな3番で、「**3．男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備**」でございます。男女共同参画社会に向けた社会環境の整備といたしまして、男女共同参画を支える各種の制度や市民の意識の状況、また防災分野における男女共同参画、国際社会の交流、協力の状況につきましてまとめております。

「**(1) 男女共同参画社会の実現に向けた各種制度（子育て・介護等）**」の現状でございます。男女ともに多様な生き方、働き方を選択し仕事と家庭生活が両立できるように育児、介護の支援サービスや施策の充実を求めるニーズが高まっている現状でございます。

育児に関しましては大阪市では保育所の整備をすすめており、保育所と待機児童数は平成27年4月1日現在で、昨年度の同時期に較べまして7人減少して、217人となっております。

また、介護に関しましては地域包括ケアシステムの構築と在宅介護サービスの充実、特養等の施設の整備を進めているところでございます。ただ今、問題になっておりますが、家族の介護等を理由に離職する、介護離職する方の状況でございますけれども、全国の各5年で総計でございますが439,300人となっております。その内、女性が353,800人となっております状況でございます。介護離職ゼロに向けた取り組みを求められているところでございます。

次に「**(2) 男女共同参画にかかる市民の理解**」についてでございます。さまざま手法により啓発をすすめてまいりました。また男女共同参画の視点をいれまして広報、情報発信を実施しておりますところでございます。その結果によりまして男女共同参画にかかる市民の理解が非常にひろまってきていると考えているところでございますが、固定的性別役割分担についてはまだ根強く残っておりまして、先ほど1のところでもご説明させていただきましたように、女性より男性の方がその意識については強く残っているということ、と、女性においては年代について、他の年代にくらべまして20代の女性が多くなっております。

次に「**(3) 男女共同参画の視点に立った防災**」でございますが、東日本大震災を教訓といたしまして、避難所等におけるニーズ、要望が男女によって差があるということが明らかになったところでございます。また防災に関する施策を決定する防災会議等における

女性の参画についてはまだまだ少ないところございまして女性の意見が十分反映されていないところが指摘されるところでございます。大阪市の地域防災会議につきましての女性委員の比率につきましては10.6%となっております。

最後の「(4) 国際社会との交流・協力」についての現状でございますが、国際的に見ますと日本は男女共同参画また女性の活躍について、低い水準になっております。またに男女共同参画の取り組みにつきましては、国際的な規範や基準等と関わりをもって推進をされておるところでございます。以上が全般の男女共同参画を取り巻く現状と課題でございます。

この現状と課題に基づきまして次の3番の「3. 施策の基本的方向と主な取組み」というのを取りまとめました。各施策の分野ごとに、この基本的方向性の取組みをまとめておりますけれども、2番でお示した現状を踏まえまして課題を抽出し、その課題を解決すべく、課題を克服する、解決するための施策といたしまして3番に方向と取組みをまとめたものでございます。時間が長くなりますので、説明については基本的方向のみをご説明させていただきます。

まず1番の「**1. あらゆる分野における女性の活躍の促進**」といたしまして、「**基本的方向1 雇用等における女性の活躍促進と両立支援**」。家族を構成いたします男女が、お互いに協力し、社会の支援を受けながら育児、介護その他の家庭生活での活動と職場、地域等における活動を両立でき、また自らの意志によりそれぞれの能力を十分に発揮できる社会を作ることが重要であると考えております。

現状といたしましては、企業におきましては長時間労働でありましたり、また有休もなかなか取得できないということが当たり前となっている男性中心型の働き方、労働慣行として残っているのが現状でございます。これが、女性が子育てや介護をしながら継続して就労していくことができないという背景になってきているところでございます。

4月から女性活躍推進法の施行を機に企業の経営者でありましたりまた、企業の中の組織風土の方も変わっていくのではないかと期待しているところでございますが、企業においての男性中心の労働慣行を抜本的に見直して、女性の登用、女性の継続的な就労、ワーク・ライフ・バランスの取り組みなどがさらにすすむように女性が継続して働き続ける職場環境作りを積極的に支援していくことが必要であります。

また大阪市における女性の就業率というのが、先ほどの現状でも全国的に低いこと、またM字カーブの谷が深いこと、というようなことを考えますと、継続して働いて就労していくということの意義でありましたり、またそういう取り組みをすすめていただいております。

ます企業を支援していくこと、それからライフステージに応じた自分に合った仕事選びができるような、一旦職場を離れました離職者につきましても再就職の支援等を行っていく必要がある、ということでございます。さらに雇用の分野における男女の均等な 待遇の確保に向けて差別的な取り扱いである セクハラ、マタハラということの無い職場環境作りについても支援していく必要があると考えております。

次に「**基本的方向 2 地域における男女共同参画の推進**」でございます。

地域において、特定の活動が片方の性に偏るといことがないように、また、性別や年齢等における役割を固定することがないように、地域活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し地域における男女共同参画を進めていくことが重要と考えております。そのためには、地域活動がどこで、どのようなことをしているのか、ということ情報を発信していくことを努めるとともに、仕事と家庭と地域活動の両立をはかるためのワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発も必要であると考えております。

また、一方では地域におきましては、どうしても固定的性別役割分担が根強く残っており関係から、女性が地域活動に参加していくことのメリットを啓発するとともに、女性がリーダー、役員または会長になかなかつくことができないということがございますので、地域活動で中心的な役割を果たしていく女性を増やしていくために、そういう意欲のある方を探し、また支援していくということと、それから 地域活動と少し異なりますけれども、起業したい女性に対する支援もおこなっていくことも重要であると考えております。

次に「**基本的方向 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**」でございますが、この部分につきましては、男女が社会の対等な構成員といたしまして市における政策、また地域、企業、民間団体における政策の方針決定過程についても参画していくことが重要であり、さらに女性の参画が拡大していくことを進めていく必要があると考えております。

大阪市役所におきましては女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定いたしまして、これに基づきまして取り組みを進めていく必要があると考えておりますし、また 企業、民間においても同様に取り組みをすすめていくことが必要であると考えております。

次に大きな 2 番の **2 . 安全で安心な暮らしの支援**でございます。

「**基本的方向 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶**」でございます。この部分につきましてはDV防止基本計画と位置付けていきたいと考えています。性別による差別的な取り扱いセクハラまたDV、配偶者等に対する暴力的な行為につきましては、人権を侵害することとして、あってはならないことと考えております。

安全で安心な暮らしを実現するためには、犯罪が起きにくい安全な街づくりを推進いた

しますとともに、暴力を許さない、暴力を生まないための啓発、広報活動、また若い世代からの予防教育をすすめることが重要と考えております。

D Vにおける相談件数が年々増えてきておりまして、またその内容についても複雑で深刻な内容が増えております現状から被害者の保護や自立支援を円滑に実施できるよう配偶者暴力相談支援センター、また区役所、警察等、関係機関が連携して被害者の安全確保をいたしますとともに福祉制度の活用、心理的なケア、医療機関、福祉機関との連携した自立に向けた支援にあたっていく必要があります。

またそういうご相談にお見えになる方だけでなく、潜在的にまだまだ被害者の方がおられるんじゃないか、と思われまして。そのような潜在化している被害者を含めました市民に対して、配偶者暴力相談支援センターをはじめいたします相談窓口や支援制度についての周知、また外国人の被害者に対する対応等も充実することが必要であると考えます。

またD Vをはじめとする困難を抱える男性への支援ということで、男性相談についても先駆的に実施させていただいておりますが、D Vの再発防止の観点からの加害者へのアプローチ等も検討する必要があると考えております。また、性暴力、性犯罪に対しましても性暴力救援センターの周知でありましたり、被害者のケアの支援にあたっていく必要があります。

次に「**基本的方向 5 生涯を通じた健康支援**」。女性の身体は妊娠や出産を可能とする機能がございましてことから思春期、妊娠、出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから性差に応じた女性の生涯にわたる健康を総合的に支援していくことが重要です。また男女の健康を脅かす要因となっておりますガンなど生活習慣病に対し今後ともタバコや食生活など生活習慣の改善を通じた予防をすすめますとともにガン検診などの受診率を高め、早期発見、早期治療につなげていくことが必要です。

次に「**基本的方向 6 困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援**」でございましてけれども、貧困など生活上の困難に直面している母子家庭の母親などが、子育てをしながら自立した生活を営むことができるよう、子どもの実情に応じたきめ細かな自立の支援を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切るための子どもへの教育等の支援を行っていく必要があります。

また65歳以上の高齢者の人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の高齢者の人口は3分の2以上が女性である、というようなこともありますので、高齢者が安心して住み慣れた地域で安心して暮らし、またそれぞれの能力や経験を生かし社会参加が

できるような環境整備を行っていく必要があります。

さらに障がいがあること、外国人であることに加えて、女性であることからくる複合的な困難を抱える場合がございます。また、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせるよう自立を促進するための支援、また外国人の相談体制の充実を行っていくことが必要となっています。また性的指向、性同一性障がいを理由として困難な状況におかれている人びとに対しても人権尊重の観点からも配慮が必要であるとしています。

最後に大きな3番の**3. 男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備**でございますが、「**基本的方向7 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備**」でございます。家族形態の変化や個人のライフスタイルの多様化に対応し、男女が多様な働き方、生き方を選択し持てる能力を発揮できるよう、性別による固定的な役割分担等の考え方が反映される社会制度や環境の見直しはもとより、多様な選択を支援する基盤の整備が重要であります。

なかでも育児、介護が女性の離職の要因となっている現状を鑑み、育児、介護の支援の基盤の整備を図っていく必要があります。また、女性が自らに保障された法律上の権利、また権利が侵害されている場合の対応等についても正しく理解するよう広報に努めるとともに男女共同参画の視点に立った男女それぞれの悩み等の相談への体制の充実、また窓口の認知の向上等へのための広報、周知を積極的に行っていく必要があります。

次に「**基本的方向8 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 意識の改革**」でございます。男女共同参画社会を実現していく上では、固定的な役割分担意識を払拭し、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会を実現することが当たり前だという考え方を深く根付かせることが重要であり、学校教育、家庭、地域あらゆる機会を通じて広報、啓発を展開する必要があります。

特に、男性中心の労働慣行や長時間労働などの働き方を見直し、男性が自ら、育児・家事・介護や地域活動に参加していく上で、男性の意識改革、男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。

さらに一人ひとりが主体的に働き方、生き方を選択できるよう、就職し社会に出る前の若い段階から働くことの意義、仕事や生活の両立について考える機会を提供していく必要があります。

また既存のメディアにとどまらず近年普及しておりますインターネット、SNS などを通して流れてまいりますさまざまな情報を男女共同参画の視点から適切な表現かどうか

判断する能力、また発信する能力も身につけていけるよう啓発を行う必要があります。

次に「**基本的方向 9 男女共同参画の視点に立った防災・減災対策**」でございます。
東日本大震災を教訓といたしまして、災害対応におきましては男女共同参画の視点が欠かせないことが明らかになったところでございます。防災計画の策定、平常時の防災計画に当たりましては女性の参画を促し男女共同参画の視点が反映される必要があります。また地域における防災活動において、女性が防災活動に参画する必要等について地域における理解が深まりますよう引き続き情報提供、啓発を行っていく必要があります。

最後になります「**基本的方向 10 国際社会との交流・協力**」でございますけれども、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることから、国際交流事業とも連携いたしまして、男女共同参画に関する海外の動向、それから各国の取り組み等の情報収集をいたしまして、わかりやすく情報提供をいたしますとともに、国際的な女性会議、それから国際女性デーの紹介などの発信など、国際協調のもと男女共同参画をすすめる必要があります。ということが今3番でまとめましたところでございます。

引き続きまして今後の検討の予定でございますけれども、その前に資料3の方を先にご説明させていただきます。今までに説明いたしましたものが資料3の答申のイメージと書いております部分の1番、2番、3番に当たるところでございます。今後、3番の部分の具体的な取り組みでありましたり、それから目標指標について議論をしていき、また4番の計画の推進に向けて、というところで推進体制や評価の方法について検討していく予定でございます。総体といたしましてこのような答申を28年、今年の夏に向けて取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。長くなりました。説明は以上でございます。

○ 多賀会長

ありがとうございました。

たくさんの情報を一気に提示されまして、委員の皆様もまだ頭の整理が追い付いてない方もいらっしゃるかと思いますが、今日は先ほどご紹介いただきましたように、各担当課、局の皆様にもお越しいただいておりますので、ぜひご質問、ご意見、基本的なことでも結構かと存じますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○ 太田委員

よろしいですか？

○ 多賀会長

はい。

○ 太田委員

いろいろと見せていただいて、地域における男女共同参画の推進というところで、ちょっと私が引っかけたのは、その中で何度も柔らかくおっしゃっていただいた『固定的性別役割分担の意識』という言葉が何度も出てきたんですけれども、地域におかれてはもちろん、町会長さんとかいろんな方は男性が多いというところで、それを否定はいたしません。けれども、そういう固定的な概念があるから女性の参画が少なくなっているのかというところではなくて、実際、区政会議というのに我々議員はよく参加するんですけれども、その区政会議の場においては、けっこう女性の方も本当に3割、4割ぐらい、もちろんデータでも入っていますし、発言の回数も非常にたくさん、私の所属している福島区ではあります。

そんな中で、地域の中で、地域振興会とかいろんな役割がありますけれども、その中で女性会というものが当然ありますよね。地域役割で固定観があるということですが、私はこの女性会というのが、区のボランティアを支えているというのは、地域振興会でも社会福祉協議会でもPTAも保護者会も民生児童委員会も、全て女性が中心になってやってくださっているというのは、誰もがわかっていることだと思うんで、こんなんで固定的役割分担という、その言葉が出てきて地域における差があるのかと思ったら、いやそうなのかな、と実際すごく思います。

コミュニティー給食という、私の区では「ふれあい喫茶」と言うんですけれども、地元の地域の方がたが、週にとか、月に数回、給食をやってくれたりしてくれているんですけれども、その中心でもやっぱり中に入ってがんばってくださっているのは女性です。ただし、机を出したり、椅子を並べたり、そういったことは力を合わせて男性の地域のおっちゃんやがやっているのを見たら、私はすごく地域の先輩方がですね、男女が一緒に一生懸命取り組んでくださっている姿を見ているのにも関わらず、この中に男女共同参画推進の課題やというところで、そういうことがあげられていることに若干違和感を感じるので、ちょっとこの辺の文言についてはですね、もう少し現状や実態を、市民局はもっと把握すべきじゃないのかと思いました。ちょっと、変な意図的な部分も感じるようなところがあったので、もう少ししっかり検討していただけたらな、と思います。

以上です。ちょっと長くなってすみません。

○ 多賀会長

事務局のほうからはいかがでしょうか。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

はい、ご指摘がございましたように、確かに区政会議のほうでは、3割以上の女性の方のご参画をいただいて、ご意見いただいているとお聞きしております。ただ、実際、地域の活動、女性会のほうの前田会長もお見えになっておりますので、後ほど現状を聞いていただけたらと思うんですけれども、やはり、いろいろなことで、物事をお決めになるのが男性の方が中心になってきているとは、お伺いしております。

また、女性の意見も徐々には反映されているところだと思いますが、今後やはり、女性の意見をもっと反映できるようなまちづくりをしていったらいいのかな、ということで、こういう形で書かしていただいているところでございます。

また、いろいろな方のご意見を聞いて、この文言については整理をさせていきたいと思っております。

○ 太田委員

よろしくお願いいたします。

○ 多賀会長

何かございますでしょうか。

○ 前田委員

今、太田委員がおっしゃったように確かに地域で働いているのは、ほとんど9割方女性なんです。ところが、やっぱり連長（連合振興町会長）の支配のもとに動いている、という感覚で、いろいろな会議や役員会には女性はほとんど入らない。

私もたまたま連長になりまして連長会で座ってしましたら、「今日は新しい連長さんやから区の女性部長は要らんのや」と言われて、「すみません連長になってしましまして」と言うような状況で、ほんとに全体の何百人かいらっしゃる連長の中で女性の連長は10名もいるかどうかというぐらいだと思うんですね。だからいろいろやっているのは女性なんですけど、発言の、決めるところで女性はなかなか入れていただけていないという、そういうところをもう少しできるようにしていただいたら。

区政会議については、公募の方は女性が多いんですね。これはやっぱり区役所主体になって公募を決めたりしますから、やはり女性何割以上というときに、公募の女性を多く取るという姿勢を持っておられるから、女性が増えているんだと思うんですね。だからもう少し、企画の段階から女性が入られるように、町会長とか役員さんに女性が入っていけたら、もう少し女性の目でみた発言ができるんじゃないかと思います。

○ 多賀会長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○ 坂本委員

今の関係でよろしいですか。地域だけでなく全体的に言えることなんですけれども、今は男性と女性とってという話に限定されていて、その防災もそうですけど、特に地域なんかは 世代間というのがすごく大きくて、男女だけの話ではなくて高齢女性と若い世代の女性との考え方が全然違っているところがちょっと、抜けているのかなと全体的に思いました。

防災の世界でも、地域でもそうなんですけれども高齢の女性の方というのは、それは女性がして当たり前の仕事だからと思っているところがあって、ただ若い女性にしてみたら、それはおかしいだろ、そういうところに入りたくない、そのジレンマみたいなところがあるので、そういうところももう少し変わっていったら、若い人も入りやすくなってくるんじゃないかと思います。

ありがとうございます。

○ 多賀会長

はい。ありがとうございました。

いまの件はよろしいでしょうか。とくに、はい、ありがとうございます。それでは、林委員をお願いします。

○ 林委員

私のほうからは、いまご説明いただいた詳細な多方面にわたる現状について、もしお分かりになられたら、聞きたいことがございます。

資料5ページの大阪特有の、というところについて、いろいろお聞きしたいところがあるんですけども、就業率が全国平均より低いというところと、一番下に特に20代の女性の性別固定役割分担意識が低いというところ、なぜ、若い人がというところですね。

あと、次の6ページの上のほうにある大阪労働局に寄せられた不利益取扱いというものも、増加しているというところ。それからDVについてもですね、8ページの真ん中にありますけれども、全国的に見ても大阪府内のDVに関する相談件数は多いと、しかも増加しているというところ。それから9ページ目の健康についてのところでは、乳がんなどの検診率が減少しているというところ。あとは10ページの真ん中よりちょっと下になります、大阪府で要介護認定が全国より多いというところ。

ここら辺の問題というのは、日ごろからつながっているというか、要因というか、背景に当たる部分みたいなところに何か共通項であったり、感じておられたり、分析しておられたりする部分がもしおありであれば、今後大阪市における取り組みとして考えていける部分があるのではないかと思いますし、教えていただければと思います。

あと、別ですが、DVの男性の悩みのための相談窓口を設けられたという、男性側からの悩みというものがどういうものなのか、ちょっとイメージがつかなかったので、少し教えていただければありがたい。

すみません。よろしくお願いします。

○ 多賀委員

はい。山脇課長のほうからご回答をお願いします。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

1つめのことなんですけれども、大阪市として特質というか特徴となるところをご指摘いただいたと思います。それがどうしてそうなったとかいうのは、まだまだ分析はできておりませんけれども、大阪市の計画ですので、大阪市の特色をこれから盛り込んでいきたい、と考えておまして、今後、また、専門家の方にお集まりいただきながら、そういうところを少し、掘り下げて、そういう現状を解決するための共通の取り組みといいますか、今後ちょっと大阪らしさという観点で考えていきたい、と考えております。ちょっと、いまのところ、共通のご指摘のところ、どうしてそうなっているのかな、ということろまではわかっていないのが現状です。

それから男性相談のことですけれども、もともと男性相談というのはDV被害をしてしまうと言いますか、あの、両面ありまして、DVの被害者になる方もございますし、加害者になる方もございます。そういう方についての悩みの相談ということをもまず一義的な目的として、始めた訳なんですけれども、なかなか男性の方っていうのは、なかなか悩みを打ち明けるのが、すごく勇気がいると聞いています。自分の弱さを他人に知られたくない、という意識が強いという分析もあります。なかなか自分からいろんなことをご相談できにくいということもありますので、そういう方を対象に、普通の一般的な相談でなく、男性が男性の相談員が受けますよ、ということで相談窓口を開けたらということで開設したのが最初、というように聞いております。

そういう加害者の方、DVの加害者の方、手をあげてしまうとか、反対にまた、女性からDVの被害を受けている男性の方も大阪府の統計では10%ぐらい、いるということですので、そういう方の相談窓口として開設されております。

それ以外にも例えば心の問題、例えば生き方、生きにくい、生きづらさというんですかね、そういうことでのご相談でありましたり、また夫婦間のご相談でありましたり、また、性に関わる相談ということで、性同一性障害の方とか同性愛の方とかの相談もお受けしているように、お伺いしております。

それから、労働問題、パワハラであったりというような、男性特有ではないですけども、男性の方のそういう思いを受け止める相談窓口として、これは当初はクレオ北部館で開催しておりましたけれども、現在は子育て活動支援館の方でさせていただいている事業でございます。

○ 林委員

ありがとうございます。

○ 多賀委員

はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。はい。

○ 佐藤会長代理

聞かせていただいて気がついたことがあるんですけども、労働の世界では最近、「資生堂ショック」と言われて、女性はいかに仕事するか、ということが既にテーマになっています。

今回、これを見ても、女性を保護していこうという感じなんです。これでは、やっぱり働くというところで平等は難しい。日本の中でこれからどうやっていくか、ということを考えたときに、女性はもう当然働き手として活躍しないと無理だ、というところは前提にあると思うんですね。

このままでは保護政策的な感じが非常にするんですけども、なんかこう、攻めるっていうか、大阪として攻めていくには、働きたいという今の女性たちにもっと働いてもらって、それをちゃんと支えて、地域全体としてやっていくんだ、というようなメッセージが必要なんじゃないかな、多くの企業が女性を戦力にしないとやっていけないところへ来ていますので、そういうことをちゃんと意識した上で、何をやっていくかっていう、そこが足りないのではないか、と思うんですね。

女性は、若い女性は結婚して専業主婦になり、家に入りたいと言っているところあるんです。どちらかというと反対の方向に、動く可能性もあるあるぐらいです。もしかしたらすごくリスクの高い、保護してもらわないといけない母子家庭になってしまう可能性だっ

て十分ある訳ですので、そのリスクももちろん教えていかなければいけないでしょうし、もう少しなんか、従来とは違うのを次は是非考えたほうがいんじゃないかと。

なんで男女が平等になるかという、前提の考え方、例えば女性が働いていくことの生産性の高い分野もいっぱいあります、ということも、もちろん判ってもらえないと、今までのままの価値観だけで説いていくというのはいけないじゃないかな、と思います。高齢者の方が役割分担意識が低いのは、女性は自分の悩みをよく判っているからだと思うんですよ。苦労してきたことを若い人は、それを知らないから、元に戻っているようなところがある。

DVのことも出てきましたけれど、私は子どもの虐待などが非常に問題になっていて、犯罪者を生んでいるわけなんですよ。男性も女性もですけども、そのときにどうやって地域がサポートしていくか、地域にやっぱりその親子の居場所がないということもあるので、そういういろんな新しい課題に取り組んできていると思うんですね。男女の問題を含めて。そこに取り組んでいく、中間でまとめていただいて、今頃申し訳ないですが、どんどん新しくなっている社会にどう対応していくか、ということを意識していただいた方がいんじゃないか、と最後のほうの学習教育というのはやっぱり非常に大事で、例えば働くということに対しても、子どもたちの働く意識がすごく変わったように、やっぱりその、家庭という問題に対して子どもたちにやっぱり目を向けてもらわないといけない。

大学教育もそうですし、高校なんかもそうだと思うんですね。その辺なんかも書いていただいていたけれども、学校教育の中でも本当に男女、共同作業していくなかにはどういったところがあるんだみたいに、どういうふうに悩んで、なぜここに至ってるか、そこをちゃんと解き明かして説明をすることができればいいと思うので、そこら辺も考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

○ 多賀会長

ありがとうございました。事務局のほうから。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

また、検討させていただきます。

○ 多賀会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか

○ 佐藤会長代理

2月にあった村木厚子さんが日経の「あすへの話題」で書いておられたのが、すごいなと思ったんですけれども・・・。若い世代の女性グループが国会質問の通告時間を早めるよう要望をした、ということです。村木さんの時は慣例的に議員さんから出て来るまで、何時までも待っていたと。習慣的に決まっているようなことがいっぱいあって、言い出すのは簡単なことではない。そこをどうやって変えていくか、というような一つの事例です。だけど、まさにそういうこととか、従来の枠組みをどうやって抜けていくかというようなことを、かなりとがったことを考えていかなないとなかなか改善されないんじゃないかと。一つの事例ですけどなかなかすごい、あの革新的な部分かな、と思って印象に残ったので、ご紹介しました。

○ 多賀会長

ありがとうございました。

今、佐藤委員のほうから、とがったというか、攻めというか、そういうお言葉が出ましたけれども、ぜひそのあたりもですね、今後議論して、何か大阪の特色を出して含めていければと思いますが。

ほかに、委員のみなさんからいかがでしょうか。

はい。

○ 山本委員

勉強不足で申し訳ございません。

18ページの性同一障害とか、このあたりなんか、これ以上は深くは何か支援するようなこととか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。これからあの、LGBTの問題、ちょっと出てくるのではないかなと思って、言葉だけでもただでさえちょっと除外されているみたいに思う方もいらっしゃるかな、その辺を少し心配しています。

それと、本当に私、主婦のほうが長くて、子育て終わったらこれしよう、とかあいうことしようとか、そういう時間があったので、いろんな方のことを参考に、悶々とした時期もありましたけれども、子どもが落ち着くまで考えていたように思います。でまさか、自分が市会議員に出るなんて思ってもいませんでしたので、短時間の労働とかやってみたいことをやろうということで、いろんな仕事を、パートみたいな感じでさせていただいたことが今、生かされているかなと強く思っています。

どんどん進んでいるのに逆行するようで申し訳ないんですけれども。

すみません。慣れてなくて。

なんていうか、どんどん進む中で、働かないで家で子育てを3歳か4歳ぐらいまですることに、ちょっとなんか遅れているとか、罪悪感とか、変な焦りとか感じる人がいないの

かな、ということを少し心配しています。また、無理して働いて、ほんとにもう後々消すことができないような、つらい経験をする方々がいらっしゃったらどうしようかな、とかそんなことも思いました。ただ、経済的に本当に大変な方は働かざるを得ない、という状況のなかで一生懸命されているので、そういう部分では本当に、私としては応援していきたいなという思いがあります。

なんかとりとめがないんですけども、自分の思いだけ言わせてもらいました。

すみません。

○ 多賀会長

はいありがとうございます。

はいお願いします。

○ 事務局（吉村理事）

L G B T への方々への対処でございますが、この男女共同参画計画の中にこういった形で組み込むか我々も悩んでおりまして、また、国ですとか大阪府の計画も参考に、深めていきたいと思います。

ただ、今、別途人権施策ということで L G B T への方々への配慮ということにつきましては人権課題ということで捉えております。そういうことで、市としましても今後さまざまな機会を捉えました啓発とか、いろいろ取り組みを考えていきたいと思います。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

2 つめのことですが、あの本当に女性の方、いろんなお考えの方がございますし、いろんな働き方、生き方のかたもいらっしゃいますので、この計画ではそれぞれの、意志を尊重しながらライフステージ、子育てとか出産とか自分の生き方の中で就職されたいということであれば、そのご希望に沿うような支援ができる、というようなことを中心に、なんでもええから働かなあかん、というような、そんなことでは全くない訳でして、それはまずご本人の意志で、その上でライフステージにあった生き方にあった支援をしていく、ということを考えているところでございます。

また、いろいろご意見いただけたらありがたいと思います。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はい、お願いします

○ 林委員

佐藤委員と山本委員の話をお伺いして、まさに私ども、企業での対応ということで考え

ているんですが、こちらも悩みを持っておりまして、企業としてもとにかく女性に活躍してほしいというメッセージを強く出していく傾向、思い切った施策をしたいというところもありますし、やっぱり今の若い女性の方を含めて、一方で子育てに専念したいという価値観も有り、どこまで企業として明確なメッセージを出すか、そして一方で多様な価値観を尊重するか、というせめぎ合いというか、両方大切にしたいと思いながら悩んでいる当事者であるなどとお話しをお伺いしていたんですけども、意識を変えていくのって本当に難しくてですね、それには佐藤委員のおっしゃるように、思い切った何か仕掛けをして、気付く人がたくさん出てくるようなことも非常に有効だというふうにも思っております。

私が感じているのは、いろんな価値観がある、それは尊重すると、ただ選択肢を女性のほうが狭めやすいというのは確かだと思っているので、その選択肢を狭めないために、選択肢を用意するのも企業や行政の役割だと思いますし、選択肢を狭めないような気付きを女性自身に持ってもらえるような機会を、企業だったら、いろいろ他社との交流会とかを通じて、そういう女性自身の意識の選択肢を狭めない方向に、いかにもっていくかと言うところの施策が重要だなどと思っております。

男性に対しては、というとあれですけども、やはり先ほどの地域の話でも共通項だなどと思ったんですけども、会社の中でも既に女性は活躍している、充分活躍している、これ以上何を活躍するのという話がよく出てきておりまして、確かに工場で、当社でしたらミシンで実際に作っているのが女性であったり、それから肌着をデザインしているのも女性であったりということで活躍しているんですけども、同じように決定権はほとんど男性。最終決定のプロセスに女性が携わってないというところで、男性が決めたものとして、組織が動いていくというところがありまして、そこは同じだと考えております。

そういう中で男性の方に、どういうふうに、今のままじゃ課題があると思ってもらうかは、すごく難しいなと正直思っているんですけども、切り口としては、やはり働き方というか、生産性の向上、もっとみんな、特にスタッフ職ってそう思うんですけども、日本の慣例として、やっぱり長時間に慣れているというのが企業でもありまして、もっと効率よく早く帰ったら、もっといろんな世界が広がるというところをですね、いかに、いいという風に感じてもらうかというところから攻めたいなというふうに、それは男女ともだと思うので、生産性の向上という切り口と、それによって豊かな生活とか豊かな世界が広がるよところの切り口というのが、すごい重要じゃないかなというふうに感じて、企業でも取り組もうというところだと思います。以上です。

○ 多賀委員

はい、ありがとうございます。

○ 太田委員

わたくしこの間も言ったんですけれども、何回かワーク・ライフ・バランスという言葉が出ております。非常に私も、このワーク・ライフ・バランスというのが何よりも、いまままで相互理解と言っていたんですけれども、やっぱり相互じゃなくて相手を思いやるという理解のほうが非常に大事だな、というなかで、自治体や会社を中心としてね、安藤さん（ファザーリンク・ジャパン代表理事）という方がイクボス宣言をするべきだと主張をされていますけれども、働いているうえで子育てだけじゃなくて、やっぱり介護も、ひとりっ子の方が、自分のお父さんは脳梗塞を患って、お母さんはちょっと認知症が始まってきた、自分は管理職やけれども休みにくいというような現状がこれからどんどん出てくる中で、やっぱり子育てだけじゃなくて。

イクボスというのは、知らない方もおられると思うんですけれども、育てるボスという意味なんです。従業員、自分の部下を育てるボスという意味で、けっして自分がイクメンをやる、とかいうような意味ではなくて、上司として、部下がいつでもそういうワーク・ライフ・バランスを充実させることができるか、そういうことをどんどんもっとう、大阪が、相手を理解しあえる、そんな社会になればいいなと思っているんです。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございます。

そのあたり大阪市としてどうされていくかということと、大阪市にある事業所に対してどう働きかけていくかということと、両方あると思うんですけれども、そのあたりご検討いただくということで。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

ありがとうございます。

○ 多賀会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか

はい。

○ 宮脇委員

今、議員をやらせていただいているんですけれども、私自身の考え方として、働かないというのがあって、もし子どもができたら子どものそばにいたいな、というのが私の率直な思いで、周りの友達とか、一般の方も同じような感覚を持っている方が多いんじゃないかと思いますけれども・・・。

いまはしっかり働かせてもらっているという立場から言うと、働いているところでやっぱり女性として、嫌だなと思うことは、まわりは男性が多くて、今のこの職種のにも飲みに行くことが、すごく多かったりするんですよね。やっぱり二人でいるだけですぐ噂を立てられてしまったりとか、やっぱりあるんですよね。それは議員同士だけじゃなくて、記者さんでもそうですし、職員さんでもそうですし、ちょっとどこか飲みに行きましょ、ごはん行きましょとなった時に、二人でいることで相手にもすごい気を使わせてしまっているところとかもやっぱりあって、そうなるとう営業職の方とかも、一般的にすごい多いと思うんですけども、そういうところがすごい女性にとってネックになっているんじゃないかなと、特にそれを噂に出す方というのはやっぱり男性が多くて、酒のあてじゃないですけど、そういうことをしてしまうんじゃないかなと思いますよね。仕事のネックじゃないですけど、そういうことになっているんじゃないかって、自分も経験してますし、やっぱり思います。

他に地域のことで、ふれあい喫茶とか餅つき大会とか、私も行かせていただいて、ふれあい喫茶はいくつか回っているんですけども、やはり中で台所仕事という、用意するところは女性がすごい多いんです。ふれあい喫茶は、地域のことの会議とかでよく使っているんですけども、そういう話し合いをするところ、基本、男性しかいないんですよね、どういう訳か。それだけ女性がいる場所なのに。ぱっと見たとき、女性は台所の中、その会議で話し合いとか、予算がどうこうで、会計処理が、というところは男性となってしまっているんで、そういうところをうまく回せたらいいのかな、やっぱり人数がいるわけなんで。男性も積極的に逆に台所の中に入って行ってくれたら、押し出されて女性が出てくるんじゃないかなというのも考えの1つにはあります。

がん検診のクーポンとかの話もあったんですけども、実際区民の方と話しをし、やっぱり知らない方もいて、周知の問題もあるのかなとちょっと思っています。そういうのがポストとかに投函されたり、マンションに住んでいる方も多く、チラシも山ほど入るので、そのままばささと捨てちゃってる方とかもいるんじゃないかなと思います。また 自分ももし申請をしなければいけないような物であれば働かされている女性とか、子育て中の方だったら申請期間を延ばしてしまうとか、忘れてしまう方が多いんじゃないか、面倒くさいなというのも私も正直あるんで、みなさんそういう考えがあるんじゃないかなと思います。私は子どもができたら、子どものそばにいたいと思うんですけども。

給食とかのことで食べ残しが多いという話もよく問題にあげられるんですけども、親御さんが働いていて、お子さんが家に帰った時に、自分でコンビニで買ってきたごはんとかお惣菜とか、あとはお菓子でごはんを済ましてしまっている子たちからしたら、好きな物を好きなだけ食べているという状態の中で、お母さんの作った愛情のこもった料理を知らない子たちが学校で給食を出されて、「手料理です、さあ食べなさい」と言われて、「み

んながあなたのことを思って出しているんだよ」と言ったところで、そう理解しているのかなというのがあります。残したって、家に帰ってポテトチップス食べときゃいいやとか、まあ、マクドナルドとかもあるんで帰りにそういうところによって子どもたちで買って食べてしまうというようなことになっているんじゃないのかなというのが私の正直な意見です。

やっぱり、その給食のこと考えられている方、年代が上の方なんでその辺の感覚のずれとか、もしかしたらあるのかなと思っていて。女性が男女共同参画で働きに出るというのは、もちろんいいことなんですけれども、家庭内とか、子育てのバランスもしっかりと、やっぱりそこを1番に考えていかないと、どこかバランスが崩れてしまうんじゃないかなというのがあります。崩れてしまうと、結局元も子もないのかな、というように思います。以上です。

○ 多賀会長

はいありがとうございました。

私も発言させていただきたいのですが、今の宮脇委員のお話を伺って、男性の変化というのがキーポイントかなと感じました。結局 そうやって女性がもっと活躍するようになって、家庭にいられる時間が短くなれば、どうしてもお子さんと接する時間が短くなるので、男性がもっと家庭に居て、子どもと接することでバランスがとれるのかなと思いますし。

それから、さっきの営業などで、噂を立てられるという話も伺って、結局そういう飲み会などをしながら仕事を進めていくという働き方自体が、家のことは全部配偶者に任せて24時間仕事の体制ができると、また男同士だからということで、どこでも行けるというような、そういう環境の中で続いてきた慣行かな、と思いますので、その当たりも、男女共同参画基本計画の中のトップに男性中心の働き方の見直しというのがありましたけれども、職場でも地域でもですね、家庭でも男性が変わらなきゃいけないんじゃないかなということを、自分への反省も込めてですね、痛感いたしました。

すいません。感想ですけれども、はい。

事務局のほうから 今の点について何かございますか。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

あの、今、宮脇委員から、若い女性としての意見かな、とお伺いしていたんですが、そういう率直な意見もお伺いしながら、ちょっと、今、総合的なお話しになるかもしれませんけれども、どうしてもこう、前回からの男女共同参画の基本計画を引きずってるような、新たなものがあまり見えてないような計画になってきているのかな、という反省がございまして、今後、部会のそれぞれの方のご意見をいただいて少しこう、大

阪らしさといえますか、新しいエキスも入れながら、検討していきたいと思いますが、いろいろありがとうございます。

○ 多賀会長

はい。ありがとうございます。

あと10分くらいなんです、ご発言されてない方、是非お願いできればと思います。

はい、お願いします。

○ 富阪委員

男女共同参画というテーマで整理していただいて、ありがとうございます。いまお話を伺ったワーク・ライフ・バランスとか、待機児童であるとか、女性活躍推進であるとか、いろいろなキーワードが出てきており、基本的な方向を整理してもテーマが10個ほどあり、どこを重点にして戦略的にやっていけば、先ほどのキーワードなどが解決していくのか、あるいは動いていくのか、もしお考えになっているのなら、教えていただきたいと思います。

○ 多賀会長

はい。事務局の方お願いします。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

ご指摘の通り、総花的に10個並べているようなことになっておりますけれども、今後大阪市としてどこを重点として取り組んでいくか、ということにつきましては、また、検討させていただきまして、メリハリのある計画にしていきたいと思います。

ありがとうございます。

○ 多賀会長

はいありがとうございます。ほかに。

○ 井尻委員

先ほど多賀会長がお話しなされたように、これまで女性の社会参加は、第一次就業後に、家事、育児で退職なさっている方が約6割おられる、というのはずっと言われ続けているのが現状で、これらのことは30年前からほとんど変わっていない。そういう状況を考えて、こちらにまとめていただいていることって、本当にその通りなんだけれども、先ほど佐藤委員がお話しなされたように、絵に描いた餅で終わってしまうんだらうなと同様に思っています。

政府は今、一生懸命女性の活躍推進ということを全面的に打ち出して取り組みを進めて

おられる。今までで一番機運は高まっていると思うんですけども、この1年間振り返ってみると、大阪労働局の中に、働き方推進本部が設置されたり、大阪府にも女性活躍推進会議などが設けられ、様々な枠組みが出来たりということはあっても、本当に女性の働き方や男性の働き方に変化があったかということ残念ながら変わっていないように思います。そういう現状を見たときに、もう一つ深く突っ込んだ具体的な取り組みをしないと、なかなか変わらないのかなと思っています。先ほど多賀会長がお話しされたように、女性が活躍する前提として男性の働き方そのものを見直さないと、ダメだと思いますし、無理だと言うんだったら、労働時間の上限規制など国の法律的な観点で規制をかけないと難しいだろうと思います。

残念なことに関西は、女性の就業率が低いと言われています。関西2府4県で、和歌山除いて平均を下回っている県が5つ入っています。その中でも言われているのが男性の家事、育児の参画度合が極めて低いということが背景にあるのではないかと、言われているところを含めて、幼少期、児童期からどれだけ教育の場で学習できたかのかを考えさせられます。全体で考えないとなかなか難しいですが、ただふわっとした提起にしまうと、このまんまで終わってしまうんだろうな、と私は感じています。企業の中で、例えば女性部下を持つ管理職研修なんかをやるだけでも意識が変わるでしょうし、それがほんとにどこまで実践されているかということ、なかなかできていないのが現状だというふうに私は思っています。

所感的な意見、申し訳ないですけども。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございます。

みなさん、法律などと言いますと、まあ国レベルになってくるかと思いますが、地方自治体としてできる限りの事ということで、絵に描いた餅にならないように、是非進めていただければ、と思います。

では、友田委員お願いします。

○ 友田委員

部会でここまで一緒にさせていただいた中で、その部会の中でも市民が安全で安心して暮らして社会に活躍するために、男女共同参画という視点でどういった困難があるのかだとか、問題があるのか、また、その課題があるかという議論をいくつかしてきまして、本日もさまざまな委員の方から出てきた問題点だとか、こういうものがもう少し深めなくてはいけなかったと言われたこともある程度、議論の中では出てきていたんですね。

しかし、男女共同参画という視点でどのように整備していくのかということがすごくポイントになってきたという自分の感想があります。

その中でやはり人権の施策の中ではこうしていますとか、子どもの支援の中でこういうことしていますとか、災害の中でこうしていますというのがやはりいろんな施策が縦割りのあるんだなあと判ったんですね。

でそれぞれの部門で完結しているような感じがしまして、本日もご意見いろいろ聞いた中で、そういう相互乗り入れしたような内容の計画を立ててはいけないじゃないか、というふうに思いました。具体的にそれぞれの問題点、課題に対して男女共同参画としてはこういった方向性、内容という計画案に向かっていくときに考えながらも、では、どの施策だったり、部会と、連携をするのか、こういった内容の連携をしながらこれを具体的にやっていけるのかということがもう少し盛り込んでいかなければいけないのかなというふうに思いましたけれど、そういったことできるんでしょうか。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

全庁の体制といったしましては男女共同参画推進本部というのがございますので、今日も策定部会のメンバーということで各局の部会の委員に来ていただいておりますので、皆さんともご相談していきながらということでは、連携については可能であると思います。

○ 多賀会長

是非、そのあたりもさらに進めていただければ、と思います。

○ 渋谷委員

私は専門部会のメンバーでもあるので、まずは部会メンバーの方以外の委員の方々の意見を伺おうと思っていました。本日、皆さんの意見を聞かせていただいて、自分への反省点に気づきました。つまり、これまでは、どちらかといえば国の基本計画や、大阪府の基本計画との比較対照ばかり意識してしまって、それらの基本計画の内容とあまり差を設けないようにうまくまとめていく、という方向性を意識し過ぎていた、という反省を感じました。むしろ、皆さんからいただいた意見を盛り込み、積極的に切り込んでいく内容で、大阪市の特性というものを、もっと強く押し出してもいいのではないかと考え直しました。

先ほど、規制という手段の問題もご意見がありましたが、例えば昨今、上場企業を対象に、いわゆるルール・ベースではなくプリンシプル・ベースという形でコーポレートガバナンス・コードなどが出されています。これは何か罰則があるわけでもなく、あくまで目標のようなものではあります。実際にこういうルールが示されると、企業の方々はみな、歩調を合わせてそれに従おうとされるんですね。それなりに何か目標のようなものを具体的に掲げられると、それに同調して従おうとするような傾向が日本の社会の中ではよくあることだと思うので、少し踏み込んだ形で、積極的な提言をした場合であっても意外に効果は出るのではないかと改めて感じました。

すみません。感想めいたことで申し訳ないですが。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございます。

是非、大阪らしさを出していただければ。

○ 佐藤会長代理

ずっと話を聞いていて、今思っていることなんです。さきほど林委員もおっしゃっていたんですけれど、選択肢の多様性、選択できるかどうかというのが、すごく大事だと思うんですね。個人だったら、それは自由なんで、ただリスクがどういうふうにあるかということ、ちゃんと知っておかなくてはいけない。いろんなものにリスクがね、リスクが必ずあるので、何を自分は選択するんだということを教育でちゃんと知っておかなければいけない、というのが1つあるのと。

それからこの中に女性の選択肢はいっぱいあるんですよ。男性の選択肢というのが地域では出てきているんですよ、でも、家庭においても男性が子育てに参加したい、さっき、宮脇委員が子育てしたい、と言っておられましたけれど、男性だってしたいんですよ。女性だけじゃないんですよ、それは。なので、育児休暇というわけで、男性にも子どもを育てる権利があります。男性、女性関係なく、協力して家庭生活をやる、という方向に向かっていかなきゃいけないと思うんですよ、地域で活躍するというのも大事だけれど、生産活動にも参加できないといけない。

そこができれば企業も変わっていけると思うし、みんなも変わっていけると思うんですね。その視点がなかなか無くて女性の選択肢となっているところがまだまだなので、そしてたら女性はもっと外に出やすくなるし、いろんな問題、家庭内の問題もかなり解決すると。

この前NHKの特番でやっていましたけど、子育てというのは本当に大変な部分があると、それは生物的にそういうことだという話で、それだったら人間である家族という、そういう形でサポートしていかないといけないんで、すごく大事なことだと思うんで、いろんな問題が起こっている、そういうこともあるので、みんなでやっていくんだという、それを支えられるような仕組みを作っていくんだ、という、働きかけていくんだ、という、何かそういうメッセージがあれば、もっとこうやりやすくなるんじゃないかと。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございました。

河南委員のほうからご発言、是非、お願いいたします。

○ 河南委員

私は熟年男性の立場からすごく気になってしまうんですけども、熟年の男性、私も退職して3年、毎日が日曜日の生活を送っているんですけども、社会とのつながりが無くなってくると、どうしても濡れ落ち葉とか、家庭の中でお荷物に、社会の中でお荷物になってしまうような気がしてしまっていて、積極的に関わっていききたいなと思っていたんです。

先日、佐藤委員が出席されたフォーラムがありまして、そこに参加しまして、その中で、ふと思ったことがあります。前回のこの会の中で「大阪らしさ」みたいな話があったと思うんですが、「大阪らしさ」とおっちゃんどう結び付きがあんねんということで思った場合に、はじめ私が思ったのは、熟年男性は熟年男性の問題だけで個別に考えるべきやというふうに思っていたんですけど、そうやないんや、やっぱり連携していかなあかんのやというのが、この間やっとわかったんです。

それはどういうことか言うたら、お母さんが80%の力で日々の生活を送ってはったら、それを例えば20%でも10%でも下げることができたらそれだけ余力ができる訳ですよ。その余力を作るのは、やっぱりこう婆ちゃんが1番関わりやすい、で、お婆ちゃんが今度60%の力で生活しはったら、そこに20%余力が少なくなっちゃうんです。お婆ちゃんのことだれがサポ-トするかいうたら、やっぱり私自身おじいちゃんということになると思うんですよね。

そんなに連携って難しいことやないんやなと思えるようになったんです。「大阪らしさ」みたいな話を聞く時に、女性の、熟年の女性というか、お婆ちゃんの力というか、かなり強力な力があると思うんですけども、おっちゃんの力ってけっこう使ってはらへんのちゃうかなという気がしてきているんですよ。

私はともすれば社会のお荷物になるようなおっちゃんを、なんとか使う仕組みを 考える、そういうようなものをおっちゃんだけの問題じゃなくて、連携する仕組み、さっき言ったように私がそういう意識を持てたというようなことがもっと伝わったら、家庭の中で、社会の中で変わっていけるかなっていう気がちょっとしてるんですけど。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございます。

また、是非、おっちゃんの力をどう生かすかということを、今後、盛り込んでいけるか。

ありがとうございます。

まだまだ、ご意見ご質問があろうかと思いますが、次の議題も残っておりますので、よろしいでしょうか。

○ 滋野委員

今日は委員の皆さまからたくさんのご意見をちょうだいいたしまして、新たな気づきもたくさんございました。それらを今後の部会において、また案件とさせていただけたらと思っております。ありがとうございます。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして議題４の平成２８年度の主な取り組みについて、それから５のその他について、まとめて事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局（藤田女性活躍促進担当課長）

それでは資料４、女性の活躍促進事業につきまして市民局の事業内容についてご説明いたします。資料４をご覧ください。

まず【若者のキャリア形成支援】 についてですが、最初の項目は平成２６年、２７年度 大学生に対する取り組みといたしまして 大学生が将来の自分たちの生き方や働き方について考えるセミナー、ワークショップを大学生自ら企画、実施していただきその成果を同世代の若者に情報発信する取り組みを行ってまいりました。これらの取り組みは、事業に参画した大学生が中心となっており、効果の及ぶ範囲が限定的ということがございまして、事業規模を見直しました。来年度はこれから就職を目指す大学生の参加を広く募りまして、企業等の先輩社員との交流会やシンポジウムを開催してですね、今後の仕事や生活のあり方について考える機会を提供していきたいと考えております。

次の項目は中学生、高校生を対象にいたしましたもので、２６年度に自分の将来の働き方について主体的に考えてもらうようグループワーキングなど体験的な要素を取り入れました。教材としまして、体験型指導プログラムを開発しました。２７年度は中学校６校、高校４校において実施しまして、２８年度につきましては、こうした体験型指導プログラムの実施状況も踏まえつつ、各学校のキャリア教育で活用する教材の一つとして活用していただけるよう市立の全中学校、全高校へ提供してまいります。

次の項目の【働く女性の支援】ですが、女性にとって働きやすい職場作りを広げていくため平成２６年１０月より運用しております大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証事業を来年度もさらに押し進めてまいります。今年の３月１日時点で、１４１件の認証の記載がございしますが、３月時点で１６０件の認証を予定しているところでございます。

次に男性の働き方に対する男性の意識啓発の取り組みですが、２７年度に男性が自ら子育て、家事への参画度、イクボス度につきまして振り返るためのイクメンチェックシート

というのを作成いたしました。企業等にも活用していただきまして、その結果を啓発冊子等も作成してまいります。

ホームページにも掲載しておりますので、是非一度ご覧いただきたいと思います。
28年度につきましてはチェックシートは企業にとどまらずですね、地域のイベント等でも幅広く配布活用するなどいたしまして、先ほどから出ております男性の固定的な役割分担意識を払拭しまして、男性も女性も職業生活と家庭生活を両立できるよう意識の啓発を積極的にすすめてまいります。

【身近な社会で輝く女性の活躍促進】についてですが、こちらの方は、ここに記載の通りなんです、クレオ大阪等を活用しまして地域活動において主要な担い手を目指そうとする意欲を持つ女性ですね、こういった方の発掘、育成、支援等を行う拠点を創設してまいります。

4つめの取り組みで【女性の活躍促進『見える化』】についてですが、「きらめく女性の応援広場～未来ヘレディ go!」というタイトルでですね、ウェブサイト、フェイスブックを作成しております。本市のさまざま取り組みに加えまして、女性活躍促進についての企業の取り組みや、地域で輝く女性リーダーの紹介など、両方総合的かつ効果的に発信しております。

あと、本市や区のホームページのトップページにもバナーを貼りつけておりますので、みなさまどしどしアクセスをお願いしたいと思います。

最後にですね、ちょっと記載にないんですが、前日の3月25日にですね、「第一回大阪女性きらめき応援会議」を開催いたしました。これは何かと申しますと大阪労働局、関西経済連合会、本日委員の大阪商工会議所などの経済団体や、あと大阪の市立大学、大阪市のPTA協議会、大阪地域の女性団体協議会、いきいき財団、大阪市NPOセンター、こういった多数の団体とですね、連携、協同した取り組みをすすめてまいりたいという趣旨で、設置したものでございます。

平成28年度の共通取り組みといたしまして、今年の8月をですね、まあ1ヵ月間、ワーク・ライフ・バランスの推進月間としてですね、官民をあげて一緒に取り組んでいくことを本市のほうから提案しておりまして、その具体的取り組みを今後詰めていきたい、ということでございます。以上です。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございます。引き続き5番目についてお願いいたします。

○ 事務局（山脇男女共同参画課長）

資料5でございます。男女共同参画施策の取り組みについて、でございます。

お示ししていますのは市民局男女共同参画課の取り組みのみ、となっております。

28年度の取り組みといたしまして、「1. ドメスティック・バイオレンス対策事業」といたしまして、配偶者暴力相談支援センターにおきまして、DVの電話相談を行うとともに各種の法制度の利用に関する援助等の自立支援、安全管理委員が一人おりますので、被害者の方の同行支援をさせていただき、ということでの安全確保をしております。

2番目といたしまして、「2. 男女共同参画普及啓発（区CM）」事業でございますが、これは区のCM事業とさせていただきます。男女共同参画センター、クレオとの連携事業、それから各区の区民まつりで、イベントをさせていただきまして啓発事業をさせていただきます。また、6月の男女共同参画週間、それから11月にあります女性に対する暴力をなくす運動、ということで、これは市の女性会の皆さんと共同事業ということで、街頭啓発をさせていただきたい、と考えております。

次に3番目は「3. 男女共同参画センター（クレオ大阪）管理運営」でございますが、クレオ大阪につきましては、市政改革のプランの中で、見直しを検討させていただきまして、5館体制で実施しております。その各5館を各地域の男女共同参画を進めるサテライト機能を持つ地域館として位置付けておりますとともに、中央館につきましては専門的な機能、それから各館を支援する基幹的なセンター機能を有する館として位置付けをさせていただいております。

平成27年の4月からは、子育て活動支援館といたしまして、以前、東淀川区に北部館がございましたが、その北部館の機能を今、天六にございます子育て活動支援館のほうに移転いたしまして、子育てと男女共同参画を一体的に推進する館としてリニューアルオープンいたしまして、昨年4月から運用しておりますでございます。

もう一つ今年の4月からは西部館につきましては、こども文化センターと複合化を図りまして、西部館のホールにつきましては、こども文化センターということで機能を移転いたしまして、こども文化センターと男女共同参画センター西部館の複合した館として、また4月から運用させていただきますので、よろしくお願いいたします。取り組みについては以上でございます。

5番のその他でございますが、特に資料がございませんが、今日いろいろご議論いただきました資料2についてでございますが、また、この部分について追加でご意見がありましたら4月11日、月曜日までに、ご意見を受け付けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと今後の予定につきましては、夏の答申に向けまして専門調査部会のほうを予定では2回と考えておりますが開かしていただいて、今日のご意見、それから大阪らしさもう少しかうがんばった、突っ込んだような取り組みについてもご議論をいただいて、答申をまとめていきたいと考えております。

その答申をまとめるに際しまして、もう一度夏頃にこの審議会を開かせていただきまして、またご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
以上でございます。

○ 多賀会長

はい、ありがとうございます。

後、5分ぐらいしか残っておりませんが、今のご説明あった件、まとめてご質問とかご意見とかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、先ほど 山脇課長のほうからお話しがございました4月11日までは追加のご意見等、受け付けていただけるということですので、今日お話し足りなかった分も含めて、是非、よろしくお願いいたします。

本日はたいへん貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。それでは以上で予定しておりました議事は終了いたしました。これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○ 事務局（松村男女共同参画課長代理）

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

最後に事務連絡でございますが、お手元に交通費に関する書類、また本日の審議会のご案内の際にお願いしておりましたマイナンバー関連につきまして、まだ事務局のほうにお渡しいただけていない委員におかれましては、事務局のほうへお渡しいただけますよう、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。